

事業所の皆様へ

就職慣行である「一人一社制」は、令和6年度高等学校卒業者から**『9月5日以降(文書到達主義)
一人二社まで応募・推薦を可能』としています！
(茨城県独自の取り組み)**

茨城県就職問題検討会議では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援、職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行っています。

この会議を令和7年2月14日に開催し、令和8年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方について、協議した結果、前年度と同様の「申し合わせ(一部抜粋)」に決まりました。

- 1 推薦開始期日について
 - 令和7年9月5日以降（文書到達主義）とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦を可能とする。
- 2 選考開始期日について
 - 令和7年9月16日以降であること。
- 3 複数応募が可能な求人について
 - 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が複数応募を可とする求人に限る。※
- 4 複数応募が可能な生徒について
 - 指定校求人に応募していない者。
 - 公開求人の求人者が複数応募を不可としている求人に応募していない者。
 - 応募時点において、採用が内定していない者。
- 5 採用選考について
 - 求人者は採用選考の実施及び選考結果の通知を、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。
 - 求人者は単願・併願を採用選考の判断基準としないこと。
 - 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 6 生徒の意思表示について
 - 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。
 - なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

※上記3の注意点

求人者が複数応募を「否」とする場合は、従来どおり「一人一社」の公開求人とする。

令和8年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、令和7年2月14日に「令和6年度茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和8年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
① ハローワーク での求人申込	A : 受付開始	令和7年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認※)	
	B : 求人提出企業 への返戻開始	—	令和7年7月1日以降
② 学校推薦・ 企業選考等	① B の求人票返戻後 学校への求人申込	—	令和7年7月1日以降 (ハローワークにおける 求人受付・確認後※)
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票 を学校に持参又は郵送する。(訪問 時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和8年1月1日以降	令和7年9月5日以降 (文書到達主義) ※9月5日から一人二社の応募・推薦 を可能とする (ただし、求人者が複数応募を希望する 場合に限る)
	企業の選考開始	令和8年1月1日以降	令和7年9月16日以降 (令和7年10月1日以降の就職面接会 においては、2社以上応募可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和8年4月1日以降	卒業後

※就職慣行である「一人一社制」は、令和6年度高等学校卒業者より『9月5日以降(文書到達主義)一人二社まで応募・推薦を可能とする』へ変更しており、令和7年度も前年度と同様の申し合わせに決まりました。

●全国高等学校統一用紙(応募書類その1)「履歴書」の記入方法について

求人者の意向を踏まえて「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかを選択し、求人票に記入することとしています。

●6月1日から県内ハローワークへ高卒用求人申し込みを開始する企業の皆様は、求人票の記入方法を確認の上、ご提出ください。

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の応募・推薦を行いません。

◎詳しくは、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。

申し合わせ

令和8年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

1 新規中学校卒業者

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、**令和7年6月1日**から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、**令和7年7月1日以降開始**するものであること。
- (3) 推薦、選考は、**令和8年1月1日以降**（推薦については文書到達主義）開始するものであること。

2 新規高等学校卒業者

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び確認（求人票への受理・確認印の押印）のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において**令和7年6月1日から開始**するものであること。
- (2) 安定所の確認した求人票の求人者への返戻は、**令和7年7月1日以降行う**ものとする。したがって、高等学校における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により**令和7年7月1日以降開始**するものであること。

なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

(3) 推薦開始期日については、令和7年9月5日以降（文書到達主義）とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦を可能とすること。

（県外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合せによること。）

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が一人一社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦は行わないこととし、複数応募・推薦の可否等について、安定所より確認を行う。

① 求人者が併願者の応募を可能とする場合は、求人は原則として全国公開となること。

② 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒であること。

ア：指定校求人に応募していない者。

イ：公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人に応募していない者。

ウ：応募時点において、採用が内定していない者。

(4) 選考開始期日については、令和7年9月16日以降であること。

① 採用選考の実施及び、選考結果の通知は、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。

なお、単願・併願を採用選考の判断基準としないこと。

② 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合、内定の承諾があった生徒全員を雇用すること。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合においても、同様の取り扱いとする。また、学校推薦と合わせて一人二社までとする。

(5) 令和7年10月1日以降の就職面接会は、一人二社以上応募可能とすること。

(6) 「学校の就職あっせん」と「民間職業紹介事業者の就職あっせん」の取り扱いに係る留意事項について

高等学校及び安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて、生徒及び保護者から相談等があった場合、それぞれの特徴について丁寧に説明し、生徒の主体性に基づき学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの利用について選択できるように配慮すること。

第2 家庭訪問の取扱について

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

第3 学校訪問の取扱について

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

第4 文書募集の取扱について

1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集開始は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。

(2) 求人管轄安定所名、求人番号を掲載すること。

(3) 安定所において確認を受けた求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。

(4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者による推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の2(3)(4)の取扱いと同様であること。

第5 応募前職場見学について

学校への求人申込み後に実施することとし、実施時期は原則として夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。

採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めることのないようにすること。また、本人の状況を聴取するなど、採用選考に直接繋がる質問をすることや、内定と受け取られるような発言をしないこと。

第6 応募書類の取扱について

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、全国高等学校統一用紙（応募書類その1、調査書その2）で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

なお、全国高等学校統一用紙（応募書類その1）の履歴書の記入方法については、求人者の意向を踏まえて、「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかとする。（パ

ソコン入力様式は、全国高等学校統一用紙（応募書類その1）の履歴書項目やサイズを変更することは不可。）

また、高卒求人票裏面の補足事項に記載した履歴書記入方法は、安定所が求人票提出時に確認を行う。

(※) 民間職業紹介事業者においても、同様の取り扱いとする。

(※) 令和7年度から全国高等学校統一用紙（応募書類その1、調査書その2）を改定したため、改定後の様式を使用するよう留意すること。（別紙参照）

第7 採用選考について

- 1 生徒の基本的人権を尊重し、「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性と能力をもっているか」ということを基準にして採用選考を行うこと。
 - ① 「本籍・出生地」「家族」「住宅状況」「家庭環境」等の就職差別につながるおそれのある質問（社用紙提出を含む）や調査等を行わないこと。
 - ② 出身、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除することなく、公正な採用選考を行うこと。
 - ③ 採用選考時における健康診断を実施する場合は、それが応募者の適性と能力を判断する上で必要不可欠であるか慎重に検討すること。
- 2 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられること。
- 3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就労実態に係る情報の提供等に配慮すること。

第8 就業開始期日について

- 1 新規中学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和8年4月1日以降とすること。
- 2 新規高等学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和7年2月14日

（一社）茨城県経営者協会会長

（一社）茨城県銀行協会理事長

茨城県商工会議所連合会会長

茨城県商工会連合会会長

茨城県中小企業団体中央会会长

茨城県教育委員会教育長

茨城県高等学校長協会会长

茨城県高等学校教育研究会会长

茨城県産業教育振興会理事長

茨城県私学協会会長

茨城県学校長会会長

茨城県教育研究会会长

茨城県産業戦略部長

茨城労働局職業安定部長

茨城公共職業安定所長会会长

全国高等学校統一用紙主な変更点（履歴書）

別紙1-1

○新たな統一用紙（履歴書）

履歴書	
令和 年 月 日現在	
ふりがな	写真をはる位置 (30×40mm)
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生(満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先※	〒

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
職歴※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

記載内容の変更

資格等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

署線追記

(応募書類 その1)

校内外の諸活動※	追記	
志望の動機	追記	
アビールポイント等※	追記	
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

入力様式は、HPからダウンロードして使用してください

○従来の統一用紙（履歴書）

履歴書	
令和 年 月 日現在	
ふりがな	性別
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生(満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先	〒

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

学歴・職歴	平成 年 月	高等学校入学
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

記載内容の変更

資格等	取得年月	資格等の名称

削除

趣味・特技	削除	
志望の動機		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

全国高等学校統一用紙主な変更点（調査書）

別紙1-2

○新たな統一用紙（調査書）

調査書

(応募書類 その2)

ふりがな				現住所				
氏名								
昭和・平成 年 月 日生				性別				
学校名				在学期間	平成 年 月 入学 令和 (第 学年) 編入学・転入学			
課程名	全・定・通	学科名	科		平成 年 月 卒業・卒業見込 令和			

本人のアピールポイント 推薦事由等	追記
----------------------	-----------

学習の記録																										
教科・科目		評 定				教科・科目		評 定																		
教科	科目	1年	2年	3年	4年	教科	科目	1年	2年	3年	4年															
		変更																								
		<table border="1"> <tr> <td>修得単位数</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>総合的な探究(学習)の時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>留 学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										修得単位数	1年	2年	3年	4年	総合的な探究(学習)の時間					留 学				
		修得単位数	1年	2年	3年	4年																				
		総合的な探究(学習)の時間																								
		留 学																								

特別活動の記録	欄の追加
---------	-------------

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年	特記事項
	欠席の主な理由					

記載者					
-----	--	--	--	--	--

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。									
令和 年 月 日 (所在地) 〒 (学校名) (電話番号) (校長名)									

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

○従来の統一用紙（調査書）

調査書

(応募書類 その2)

ふりがな				性別				
氏名				現住所				
昭和・平成 年 月 日生								
学校名				在学期間	平成 年 月 入学 令和 (第 学年) 編入学・転入学			
課程名	全・定・通	学科名	科		平成 年 月 卒業・卒業見込 令和			

特別活動の記録	削除				
出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年
	欠席の主な理由				

身体状況 検査日・平成 年 月									
身長	cm	視右()	右	備考					
体重	kg	力左()	左						

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人 現所 推薦事由等	変更
記載者	印

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。									
令和 年 月 日 (所在地) 〒 (学校名) (電話番号) (校長名)									

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

全国高等学校統一用紙の記入上の注意事項 変更点対比表

別紙2

		新たな注意事項	従来の注意事項
履歴書	<p>1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。</p> <p>2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。 高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。</p> <p>3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。</p> <p>4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。</p> <p>5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。</p> <p>6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。</p>	<p>1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。</p> <p>2 「学歴・職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。</p> <p>3 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外での活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。</p> <p>4 「備考」欄には、「資格等」、「趣味・特技」、「校内外での諸活動」、「志望の動機」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。</p>	
調査書	<p>1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。</p> <p>2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。</p> <p>3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1)「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2)「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。 (3)「総合的な探究（学習）」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。なお、「総合的な探究（学習）の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究（学習）の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 (4)「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 (5)留学の下の空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。また、同規則第86条の2の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。 4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。 5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。 (1)休学の期間がある場合 (2)長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合 (3)職業の特性等において必要な要素として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合 8 押印は不要とする。</p>	<p>1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。</p> <p>2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。</p> <p>3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。</p> <p>「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、大学入学資格検定合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「大検等」と記入すること。 「総合的な学習」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。</p> <p>「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。</p> <p>4 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。</p> <p>5 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。</p> <p>6 「身体状況」欄は、次のように記入すること。 (1)「身長」、「体重」、「聴力」及び「視力」欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。 (2)「視力」欄は、眼鏡等を使用していない者については、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、また、眼鏡等を使用している者については、矯正視力を（ ）内に記入し、裸眼視力は横線を引くこと。なお、視力1.0以上を「A」、1.0未満0.7以上を「B」、0.7未満0.3以上を「C」、0.3未満を「D」として記入して差し支えないこと。 (3)「備考」欄は、高等学校等用生徒健康診断票の記載事項で、特に、必要と認められる事項があれば記入すること。</p> <p>7 「本人の長所・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。</p>	

注) 中学生用

職業相談票(乙) 主な変更点

別紙3

○新たな職業相談票(乙)

1 学校名	応募書類 (中)職業相談票〔乙〕			写真貼付
ふりがな 2 氏名	3 性別	4 生年月日	年月日 (満歳)	
5 ふりがな 住所				
追記 <small>(郵便番号) ()</small>				
必修教科名 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外國語 〔 〕段階評価	3学年 選択教科名 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外國語	3学年 7出席状況 1 2 3	欠席日数 主な理由 特記事項	
追記 <small>（郵便番号）</small>				
11 行動の記録 項目 基本的な生活習慣 健常・体力の向上 自主・自律 責任感 創造工夫 本人の特長を示すものに〇印を付けるものとする。	行動の状況 12 長所 →アピールポイント	項目 12 本人のアピールポイント・推薦理由	行動の状況 12 長所 →アピールポイント	
<small>年月日 (所在地)</small>				
<small>(郵便番号)</small>			<small>(電話番号)</small>	
<small>※安定所記載欄</small>				
<small>受付番号</small>				
<small>公共職業安定所</small>				

○従来の職業相談票(乙)

1 学校名	応募書類 (中)職業相談票〔乙〕			写真貼付
ふりがな 2 氏名	3 性別	4 生年月日	年月日 (満歳)	
5 現住所				
<small>(郵便番号) ()</small>				
必修教科名 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外國語 〔 〕段階評価	3学年 選択教科名 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外國語	3学年 8特別活動 出席状況 1 2 3	9総合的な学習の時間 年月日	10趣味・特技
削除				
11 身体状況 項目 身長 体重 視力 〔 〕段階評価 学年 出席状況 1 2 3	12 基本的な生活習慣 項目 身長 cm 体重 kg 右 () 左 () 右 左	11 身体状況 12 基本的な生活習慣 項目 身長 cm 体重 kg 右 () 左 () 右 左	12 基本的な生活習慣 項目 身長 cm 体重 kg 右 () 左 () 右 左	
<small>视力にA～Dが記入されている場合 A：1.0以上、B：1.0未満0.7以上、C：0.7未満0.5以上、D：0.5未満を表す。</small>				
<small>13 本人の長所・推薦事由等</small>				
削除				
<small>年月日 (所在地) (郵便番号)</small>				
<small>(電話番号)</small>			<small>受付番号</small>	
<small>※安定所記載欄</small>				
<small>押印削除</small>				
<small>担当者印</small>				
<small>公共職業安定所</small>				